

# 次世代電子実装システム技術研究会運営会則

制定 令和4年4月1日

改訂 令和4年7月8日

次世代電子実装システム技術研究会事務局

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に研究会を設置するに当たって、次世代電子実装システム技術研究会の運営等に必要な事項について、次のように運営会則(以下「本会則」という。)を定める。

## (設置)

第1条 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所(以下「産技総研」という。)電子技術部に、次世代電子実装システム技術研究会(以下「本研究会」という。)を設置する。

## (目的)

第2条 本研究会は、生産技術を中心とする次世代電子実装システム技術の確立のための、高速実装技術(接合装置、リリース材料、キャッチ材、接合材料、接合工法)を中心として、関連するデバイス技術、信頼性技術、検査技術等の研究開発を産業技術連携推進会議、研究機関、企業、大学等と連携をし、実装技術が関わる様々な国内産業技術のさらなる発展とイノベーション創出を目指すことを目的とする。

## (事業)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業(以下「本事業」という。)を行う。

- 一 次世代実装技術に関する技術動向調査ならびに情報の収集
- 二 次世代実装技術に関する技術フォーラムの開催等による情報共有・技術交流
- 三 次世代実装技術に関する広報・啓蒙活動(展示会出展、技術レポートの配信)
- 四 次世代電子実装システム技術研究会からの研究助成による研究支援
- 五 次世代実装技術に関する共同研究立案
- 六 次世代実装技術に関する研究開発拠点の整備
- 七 次世代実装技術に関する国際標準化

## (会員)

第4条 本研究会は、本研究会の趣旨に賛同し、次条第1項に基づき入会を承認された研究会員、特別会員及び聴講会員(以下「会員」という。)で組織する。

- 一 研究会員:個人、法人又は団体とし、第14条第2項に定める会費の額により、研究会員と

準研究会員とする。

- 二 特別会員: 大学・公的研究機関、公的機関、および本研究会の代表が特別に認めたもの。
- 三 聴講会員: 前一号、二号以外の個人、法人または団体。
- 四 非会員: 代表が特別に認めたもので会員登録が必要ない。権利は個別に判断する。

(会員の入退会等)

第5条 本研究会に入会を希望する者は、別に定める入会申込書を、第7条第1項第一号に定める代表(以下「代表」という。)あてに提出し、第8条に規定する運営委員会(以下「運営委員会」という。)で承認を得なければならない。

- 2 会員は、届出事項に変更があったときは、速やかに別に定める変更届を代表あてに提出しなければならない。
- 3 退会を希望する会員は、別に定める退会届を代表あてに提出しなければならない。このとき、退会以前に納付した第14条に定める会費(以下「会費」という。)は返還しない。また、会費の未納又は不足がある場合にはこれを完納しなければならない。
- 4 会員が次のいずれかに該当する場合、代表は当該会員と協議の上、運営委員会の決定を経て、これを除名することができる。
  - 一 相当の理由なくして会費の滞納があるとき。
  - 二 本研究会の目的を逸脱した行為のあったとき。
  - 三 本研究会の名誉を傷つける行為のあったとき。
  - 四 他の会員の利益や名誉を毀損する行為のあったとき。
  - 五 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においても改善されないとき。

(会員の権利・義務)

第6条 会員は次の各号の権利を有する。

- 一 会員は、本事業に参加する権利を有する。
  - 二 研究会員は、第10条に定める総会(以下「総会」という。)に参加し、議決権を行使する権利を有する。なお、議決権は、1法人会員につき1とする。
  - 三 準研究会員、特別会員は、総会に参加できるが、議決権を有することはできない。ただし、特別会員であっても代表、事務局長の議決権は1とする。また、準研究会員においては、第11条に定めるワーキンググループのうち、入会後に設置するもののみ参加できる。
  - 四 聴講会員は、次世代実装技術に関する非公開の技術講演会の開催等による情報提供・技術交流のみ参加できる。
- 2 会員は、次の各号の義務を負う。
    - 一 研究会員は、会費を負担するものとする。
    - 二 会員は、本研究会の目的を達成するため本事業に協力するものとする。
    - 三 会員は、本会則、本研究会の定める規約その他本研究会の運営に係る諸規程並びに総会及び運営委員会の決定事項を遵守する。

(役員)

第7条 本研究会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- 一 代表1名：電子技術部の長が指名した者とし、代表は、本研究会を代表し、本研究会を統括する。
  - 二 事務局長1名：本研究会の運営に当たり代表を補佐するものであって、代表が指名する。
  - 三 幹事：学問的・行政的・産業的に助言を行うことで代表を補佐するものであって、代表が必要と認めるとき指名する。
- 2 代表が欠けたとき又は事故のあるときは、代表があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
  - 3 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営委員会)

第8条 本研究会の運営を円滑に行うために、本研究会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、代表及び電子技術部に所属する研究職員、代表が指名する幹事グループメンバーから構成される。
- 3 運営委員会の委員長は、代表が務める。
- 4 運営委員会は、総会に議案を提出する。
- 5 運営委員会は、第11条に定めるワーキンググループを設置する。
- 6 運営委員会の事務は、次条に定める事務局が行う。

(事務局)

第9条 本研究会を運営するための事務局を産技総研電子技術部に置く。

- 2 事務局は、代表が指名した産技総研に所属する職員が務める。
- 3 事務局は、次の各号の業務を行う。
  - 一 会員及び入会希望者の入退会業務
  - 二 本研究会の事業計画案の策定業務
  - 三 本研究会の会員及び関連機関との連絡調整業務
  - 四 本研究会の出納管理業務
  - 五 本研究会が主催する行事の準備、運営に関する業務
  - 六 本研究会が発行する技術レポートの編集・発行業務
  - 七 本研究会のホームページの製作・管理業務
  - 八 総会、運営委員会等の準備、運営に関する業務
  - 九 その他、本研究会の運営に必要と認められる業務

(総会)

第10条 代表は、少なくとも毎年度2回総会を開催する。

- 2 総会の議長は代表が務める。

- 3 総会は、運営委員会が提出する議案のほか、本研究会の運営に関する次の事項を決議する。
  - 一 事業計画及び第14条に規定する運営費に係る収支予算の承認
  - 二 事業報告及び第14条に規定する運営費に係る収支決算の承認
  - 三 本研究会の設置期間の延長
  - 四 その他、運営に関する事項
- 4 総会は、議決権を有する会員の過半数以上の出席、または次 5 項に示す書面による議決権行使により成立し、過半数以上の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 議決権を有する会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって議長に委任することにより、議決権を行使することができる。
- 6 代表は、必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
- 7 総会に関する資料は、総会開催日の2週間前までに、会員あてに送付する。

#### (ワーキンググループ)

- 第11条 本事業を効率的に遂行するため、本研究会にワーキンググループを設置することができる。
- 2 ワーキンググループの設置は、代表が必要と認めるとき、あるいは、希望する会員は、次の各号に掲げる事項を記入した申請書を代表あてに提出する。なお、申請できる会員種別は、研究会員とする。
    - 一 ワーキンググループの名称
    - 二 活動内容
    - 三 設置理由
    - 四 参加予定者
  - 3 ワーキンググループの設置の可否は、運営委員会で決定するものとする。
  - 4 ワーキンググループの運営は、運営委員会が行う。
  - 5 ワーキンググループを実施する場合には、共同研究契約書を結ぶものとする。

#### (研究助成)

- 第12条 本研究会の事業を円滑に遂行するため、研究助成を実施することができる。
- 2 研究助成は運営委員会、またはワーキンググループから発議できる。
  - 3 運営委員会、またはワーキンググループにおいて研究テーマを設定し、特別会員からの選定、あるいは、公募により実施先を決定する。
  - 4 研究助成は運営委員会またはワーキンググループの予算から出資する。
  - 5 研究助成を受けたものは、本研究会の特別会員となり、研究テーマを実施し、終了後の研究成果報告書の提出、ならびに、必要に応じて研究会における成果報告を義務付ける。

(会計年度)

第13条 本研究会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、本研究会の設立初年度は、本会則の施行日から当該年度の3月31日までとする。

(運営費)

第14条 本研究会の運営に必要な費用は、会員からの会費をもって充てることができる。

2 会費は会計年度毎に次の各号に定める額とする。

- 一 研究会員 30万円(消費税を含む。)
- 二 準研究会員 5万円(消費税を含む。)
- 三 特別会員 無料
- 四 聴講会員 無料

(予算及び決算)

第15条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

2 事務局は、当該会計年度の収入及び使途並びに経理状況を運営委員会に報告しなければならない。

3 運営委員会は、当該会計年度の予算及び決算を総会に提出し承認を得るものとする。

(秘密保持)

第16条 本研究会に会員として入会を希望し、第5条第1項にかかる入会申込書を提出した会員は、別紙1に示す秘密保持条項について承諾したものとする。

(解散)

第17条 本研究会は、次の各号のいずれかに該当する場合に解散する。

- 一 第2条に定める目的が達成された場合。
- 二 本研究会の運営が困難となった場合。
- 三 その他解散が妥当と認められる場合。

2 本研究会の解散は、総会の決議をもって代表がこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第18条 本会則の改廃については、総会の決議を経てこれを行う。

(設置期間)

第19条 本研究会の設置期間は、2027年3月31日までとする。ただし、総会において事業の継続が決議された場合、1年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

(協議)

第20条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会が利害関係者の意見を聴取し、円満にこれを解決するものとする。

附則

この会則は、2022年4月1日から施行する。